

○財務省告示第八十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十六年二月二十五日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百九十九回及び第三百回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十一回、第四十二回及び第四十三回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十七億円
七	払込金額	三千二百十億二千九百九十七円
八	最低額面金額	五万円



十四  
利  
子

十五  
十六  
十七  
償還  
金額  
の  
基  
額

償還  
期限  
の  
基  
額  
の  
対  
象  
の  
利  
回  
り

十八  
十九  
二十  
元  
利  
金  
支  
払  
場  
所  
加  
入  
札  
参  
加  
者  
払  
込  
期  
日

ある場合には、前記(一)の算式  
に算出た金額に、居住者又は外国人が適用を  
受ける所得税の率を乗じた  
金額を控除すること  
ができる。

第十号に規定する発行日後の各  
期に、対象債の支払を次の期  
とし、各支払期において、次の  
算式により算出した金額を支払  
う。ただし、支払期が銀行休業  
日に当たるときは、その翌営業  
日に支払う。

$$\frac{\text{各発行日当分の償還額}}{\text{各発行日の額面金額}} \times 100 \times \frac{1}{2}$$

(別表のとおり)

額面金額は、千円未満の端数  
を切り捨て、千円以上千円未  
満の金額は、千円とする。平  
成二十六年二月二十五日  
財務大臣から通知を受けた者  
は、平成二十六年六月三十  
日以前に、前記(一)の算式  
に算出た金額に、居住者又は  
外国人が適用を  
受ける所得税の率を乗じた  
金額を控除すること  
ができる。

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
利付国庫債券 (第十回)	一・三%	平成三年三月三十一日	二千七百三十億円
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成三年三月三十一日	七百二十億円
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成三年三月三十一日	五百五十億円
利付国庫債券 (第十回)	二・六%	平成三年三月三十一日	五百五十億円
利付国庫債券 (第十回)	二・九%	平成三年三月三十一日	二百四十四億円